

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和6年2月21日(水) 午後2時から午後2時35分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

竹野博和、笠井廣志、立野義弘、東 秀一、堀井律子、中田礼子
(欠席委員：山本勝徳、角眞光彦)

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

立野義弘、堀井律子

6 県職員等

水産漁港課 地崎課長、小善副主幹、川口主任

7 事務局職員

辻本事務局長(水産班長兼務)

8 付議事項(議題)

(1) 令和6年度増殖目標量の委員会指示について(協議)

県水産漁港課の川口主任から、資料1-1に基づき説明があった。

令和6年2月に第5種共同漁業権を有する全ての内水面漁協に対してヒアリングを実施した。ほぼ全ての魚種で、委員会指示量に対し問題なく増殖が実施されていた。備考欄の※1として、呉東内水面漁協のイワナについて、発注の遅れにより稚魚が購入できず、85gサイズの成魚のみ購入可能であったことから稚魚を成魚に振り分けて放流された。改正漁業法では、増殖目標については、金額による指示が可能との見解が示されていることから、稚魚の購入に充てるはずだった経費を成魚の購入に充てるよう指導したところ、片貝川と角川の両河川で500尾ずつの放流実績となった。また、※2では、婦負漁協のサクラマス親魚の汲み

上げ放流が目標尾数に達しなかったため、代替措置としてサクラマス稚魚 5 kg分を購入して1尾あたり約 20 g の魚が放流されている。さらに、★印で示したコイについては、KHV 病まん延防止措置の徹底の観点から、呉東内水面、中新川内水面、白岩川南部、富山、婦負漁協および庄川漁連では放流が見合わせられた。白龍漁協においては、令和5年度は指示量どおりの増殖を実施いただいたが、昨年9月の県の常例検査において、正組合員数が12名と定数を満たさず、水産業協同組合法第68条第5項に定める組合の解散事由に該当する状況となっていることが判明した。このことについて、去る2月7日付けで白龍漁協から、今後、司法書士を雇用して解散の事務手続きを進めると回答があり、令和6年度以降は組合としての活動を行わない旨、意志確認がとれている。漁業法の考えにおいて、漁協が有する共同漁業権は当該漁協が解散したことによって直ちに消滅するものではなく、その処分は清算事務において処理されるべきとされていることから、当該内共第7号共同漁業権については、白龍漁協の解散手続きの中で放棄等の対応をとることとし、令和6年度については増殖目標を課さないこととする方針を考えている。

漁業権漁場における外来魚の生息状況について、各内水面漁協から外来魚の生息量、遊漁者数、食害についてアンケートを聴取した。神通川と庄川では、外来魚の生息が確認された。その他の漁協では、生息はない、または不明であった。神通川水系では、オオクチバス、コクチバス、ブラウントラウト、ニジマス、ブルーギルの生息が確認され、フナやアユの稚魚の食害が想定された。庄川では、オオクチバス、コクチバス、ブラウントラウトの生息がみられたが、生息量や被害状況は不明であった。

東委員から、白岩川では、昨年の集中豪雨により河川が被災しており、このようななかで増殖量はこれまでどおりとすることは妥当なのか、また、義務放流量は、次期の漁業権では金額に基づく放流量に変更が可能か、との質問がなされた。

辻本事務局長から、白岩川に漁業権を有する漁協から義務放流量について相談を受けた。白岩川では堤防が崩壊するなど、復旧に向けて公共土木工事が実施されており、河川の濁りが継続する状況にある。現時点では、義務放流量は計画どおりとし、災害のため魚を放流しても効果が認められないと判断され、放流量が規定に達しなかった場合には実績で報告いただくよう調整している。

川口主任から、全国的に、放流量を金額に基づく方法に切り替わってきている。放流量が、これまでよりも大幅に減少することは好ましくないが、放流魚の販売金額が高騰していることから、多少の減少はやむを得ないと考えている。令和8年度の漁業権切り替えの手続きを進める際に、各漁協から要望を聞きながら進めていきたい。

このほか、委員から意見や質問等はなく、令和6年度増殖目標量について「異議なし」とされ、資料1-2のとおり委員会指示を発出することで承認された。

(2) 神通川水系熊野川における水産動物採捕規制の委員会指示について（協議）

県水産漁港課の川口主任から、資料2-1に基づき説明があった。

神通川水系熊野川の上流域は、サクラマス等の産卵場が確認されており、資源保護のため、漁業権者である富山漁協により禁漁区等の採捕制限が設けられている。表1に、熊野川における富山漁協の行使規則および遊魚規則による採捕制限をまとめている。また、当該区域においては、魚道を整備するなど、積極的な資源保護の取り組みが行われている。しかしながら、小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域においては、富山漁協の遊漁規則等でアユやサクラマス等の漁業権魚種の採捕は制限されているが、漁業権魚種以外の魚種は採捕することが可能であるため、漁業権者と遊漁者等とのトラブルが懸念される。このことから、熊野川の小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域において、水産動物の採捕を制限する委員会指示が、平成20年4月から継続してなされているが、現在の委員会指示は、令和6年3月31日で終了となる。については、本指示を継続することを内水面漁場管理委員会に協議する。

竹野会長から、本委員会指示は平成20年から継続されているものか。

川口主任から、そのとおりであるとの回答がなされた。

このほか、委員から意見や質問等はなく、資料2-2に示した委員会指示のとおり発出することとなった。

(3) 秋サケ来遊実績について（情報提供）

県水産漁港課の川口主任から、資料3に基づき説明があった。

10月の委員会でも報告したが、全国的なサケ来遊尾数の減少により、本年度の県内沿岸におけるサケ漁獲尾数は1,251尾（前年比8%）、河川におけるサケ捕獲尾数は5,256尾（前年比14%）と大きく減少した。表には、本県における沿岸および河川のサケ捕獲実績を、昨年、そして前年と比較する形でとりまとめた。本年度の来遊実績については、沿岸においても河川においても、平成以降最低であった昨年度実績の約半数という大変厳しい結果となった。続いて、全国のサケの沿岸漁獲と河川捕獲を累計した来遊実績について、太平洋側では、北海道は前年比65%、本州は26%であった。日本海側では、北海道は前年比68%、富山県を含めた本州は前年比41%であった。北海道は、昨年度は過去10年平均を2割以上上回る豊漁であったものの、今年度は前年を下回り、本州は、平成以降最低と、依然として厳しい状況が続いている。全国における来遊状況の悪化の理由については、国の研究所などから、昨年秋の海の高水温によりサケが南下できなかったなどの見解が指摘されているが、はっきりとした原因は断定されていない。以上のような状況から、本県においてサケふ化放流事業に取り組む6つの内水面漁協での採卵数は計394万粒に留まった。このため、近年では初めて北海道からの種卵を移入するなど、発眼卵として県外から計270万粒を移入した。現在、稚魚の飼育管理については各ふ化場において順調に取り組んでおり、2月上旬から

3月中旬にかけて、約507万尾の稚魚が放流される見込みとなっている。この数字は、昨年比58%、平年比32%となる。

委員から意見や質問等はなかった。

(4) その他

特になし

(5) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和6年5月21日(火)13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和6年2月21日

議 長

署名委員

署名委員
